仙北市高齢者世帯等除雪支援事業

❄ 自力での除雪が困難な世帯に除排雪や雪下ろしに係る費用の一部を助成します ❄

事業の目的

自力で除雪することが困難な在宅の高齢者世帯等に対して、除排雪や雪下ろしの費用の一部を助成することにより冬期間、安心して生活ができるよう支援することを目的とします。
（※事業を利用する場合は毎年申し込みが必要となります。）

利用対象者と助成額

仙北市に住所を有し現に居住している次のいずれかに該当する世帯とします。
ただし、別居の親族や近隣からの支援がある世帯や生活保護世帯は除きます。

対象世帯		市民税課税状況	助成限度額
①	満 75 歳以上の高齢者のみで構成される世帯	市民税非課税世帯	40,000 円
		市民税均等割のみ課税世帯	35,000 円
		市民税所得割課税世帯	10,000 円
②	「市民税非課税世帯」又は「市民税均等割のみ課税世帯」で、身体障害者手帳１級～３級・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の所持者、介護保険要介護度 3～5のみで構成される世帯	市民税非課税世帯	40,000 円
		市民税均等割のみ課税世帯	35,000 円
③	①と②に規定する者のみで構成される世帯	市民税非課税世帯	40,000 円
④	③並びに、「市民税非課税」又は「市民税均等割のみ課税」となる満 18 歳未満の者のみで構成される世帯.	市民税均等割のみ課税世帯	35,000 円
		市民税所得割課税世帯	10,000 円
⑤	その他特別な理由のある方で市長が認めた世帯 **（特別な理由を確認するため第三者の意見が必要となりますので、申請窓口でご相談ください。）**	市民税非課税世帯	40,000 円
		市民税均等割のみ課税世帯	35,000 円

注意事項

- 傷病等の理由により除排雪が困難な方は、身体状況確認のため医師の診断書の提出が必要です。
- ②～④に該当する手帳をお持ちの方は、申請書に記入のうえ申請窓口にご持参ください。
- 同一住所に①～④以外の同居者がいれば、原則支援ありとみなします。（世帯分離含む）
- 令和８年１月１日以降に転入してきた方は、令和８年度の市町村民税課税状況がわかるものを転入者全員分添付してください。
- 冬期間、入院または施設入所、別世帯に同居するなど、**生活の実態がない世帯は対象外**です。
- 登録除雪業者の方で、除雪支援の事業利用が決定されたときは、業者登録を取り消させていただきます。

対象となる作業

・住宅から公道までの除排雪や住宅屋根の雪下ろし（令和８年１１月～令和９年３月まで）
※空き家の除排雪・雪下ろしは対象外。

申請書の提出について **＜申請期間＞令和８年 11 月２日～令和９年３月 12 日**

裏面申請書に記入のうえ、福祉政策課、田沢湖・西木市民センター、各出張所窓口に提出してください。

申請～除雪支援までの流れ

① 市に申し込み → 市で審査 → 決定 → 除雪利用券の交付（※簡易書留で住所地にお送りします。）
② 利用者が市に登録した除雪業者等に除排雪を依頼 → 除雪作業 → 除雪業者に利用券及び現金で支払う。
※費用が利用券の額を上回った場合、利用者が差額分の実費を除雪業者等に支払ってください。
※登録除雪業者の公表事業者一覧は、利用決定通知と一緒にお知らせします。

お問い合わせ先 仙北市役所角館庁舎内　福祉政策課　長寿いきがい係　☎４３－２２８１